

第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年7月10日（火） 午後3時05分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏 ・ 野々村 貢
清水 健吉 ・ 松野 芳正 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲
國井 忠男 ・ 古田 薫

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 西垣 隆 ・ 江崎 和浩

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 千秋
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行
岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
田中 鉄男 ・ 戸崎 和美 ・ 豊吉 育夫 ・ 福井 正弘
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 村瀬 忠彦

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
副主査 吉村 雅子 主任 棚橋 秀行
主任主事 木下 勇氣 主事 片岡 美晴
主事 佐藤 優希

議 案

- 第 4 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 4 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の報告について
- 第 4 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 4 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 4 6 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 4 7 号 特定農地貸付けの承認について
- 第 4 8 号 平成 2 9 年度岐阜市農業委員会業務状況報告について
- 第 4 9 号 平成 3 0 年度岐阜市農業委員会業務計画について
- 第 5 0 号 農業委員会委員の担当地区の決定について
- 第 5 1 号 農業委員会専門委員会の所属について

議 長

それでは、平成 3 0 年第 7 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、1 8 名中 1 5 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日から、松野芳正委員が新たに農業委員となりました。そこで、最初に議席を決定したいと思います。議席の決定は、農業委員会会議規則第 6 条第 2 項により、「補欠の委員の議席は、議長が定める」となっておりますので、議長である私が議席番号を指定致します。

松野委員の議席番号は、前任者の議席番号でありました 1 9 番と致します。

議 長

続きまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

それでは、議席番号16番、江崎美咲委員、議席番号17番、國井忠男委員、よろしく申し上げます。

議長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議長

それでは、議案の審議に入ります。議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転6件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、鷺山地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人に畑を譲り渡すものです。

申請明細2番、南長森地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人に田を譲り渡すものです。

申請明細3番、南長森地区及び北長森地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人に田及び畑を譲り渡すものです。

申請明細4番、木田地区からの申請内容は、使用貸借による権利の設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、借人は農業経営の拡大を図ろうとするものです。

3ページをお願い致します。

申請明細5番、方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は農業経営の縮小を図り、利用者の機能訓練のための家庭菜園整備を図る非営利法人である譲受人に田を譲り渡すものです。

申請明細6番、網代地区からの申請内容は、所有権の移転で、

相続財産管理のため、農業経営の拡大を図る譲受人に畑を譲り渡すものです。

申請明細 7 番、柳津地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人から農業経営の拡大を図る譲受人に田を譲り渡すものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 4 2 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番の鷺山地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、御説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、本市及び近郊で水稲や野菜の栽培をされており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。6 月 2 1 日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地調査を行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく 2 ページ 2 番の南長森地区並びに 3 番の南長森地区及び北長森地区からの申請については、担当地区の林安廣委員、御説明をお願いします。

林委員

初めに申請明細 2 番ですが、今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を譲り渡すものであります。6 月 1 9 日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地調査を行いました。

譲受人は、農機具を十分に保有しており、申請地においては水稲を栽培する予定とのことでした。

地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

続きまして申請明細 3 番ですが、今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を譲り渡す

ものであります。6月19日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地調査を行いました。

譲受人は、以前から今回の申請地で農作物を栽培しており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しており、岩地四丁目の申請地では水稻を、蔵前一丁目の申請地では野菜を栽培するとのことです。

地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番の木田地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人に農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培する予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富であります。また農機具なども事務局にて確認しております。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題が無いとのことであります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番の方県地区及び6番の網代地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

初めに申請明細5番ですが、今回の申請は、方県地区で障がい者施設を運営する社会福祉法人である譲受人が、障がい者の機能訓練のためのブルーベリー作りの場として、購入するものであります。

6月20日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地調査を行い、地域の取り決めなども守っていただけるということを確認しており、地元として許可は問題ないと判断しております。

続きまして申請明細6番ですが、今回の申請は、網代地区に居

住し耕作をしている譲受人が、自宅の前の農地を購入するもの
あります。

購入後は柿を栽培する予定とのこと。6月19日に農地利
用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地調査を行い、地域の
取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許
可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ7番の柳津地区からの申請につい
ては、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、譲渡人から農業経営を拡大したい譲受人に農地
を譲り渡すものであります。

譲受人は、地元の取り決めも十分に把握しており、申請地にお
いては水稻を栽培する予定とのこと。

6月21日に譲渡人である本市の担当職員及び事務局職員と現
地調査を行い、地域の取り決めなどを守っていただけるというこ
とを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

議案第42号について、何か御意見等ございましたら御発言願
いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することにつ
いて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第43号、農地法第3条第1項の規定に
よる許可の報告について、所有権の移転2件、以上を報告させ
ていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第43号、農地法第3条第1項の規定による許
可の報告について説明させていただきます。

5 ページをお願い致します。

この2件につきましては、岐阜地方裁判所におきまして担保不動産競売による期間入札が実施されました。本年4月に開催されました総会におきまして、農地の買受適格者である旨の意見決定をいただきました出願者が、入札の結果、最高価買受申出人となり、その後、許可申請書が提出されました。申請内容を確認しましたところ、証明書の交付時と事情に変化が無かったため、許可を行いました。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案、第43号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第44号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、賃借権の設定2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第44号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では店舗等施設が1件、貸駐車場及び資材置場が1件、その他が1件、合計3件で、転用面積は畑、3,173平方メートルとなっております。

8 ページをお願い致します。

申請明細1番、常磐地区の申請内容は、賃借権の設定による駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。今回の転用は、近くで行われている公共事業の受注者による一時的な利用であるため許可し得るものです。

申請明細2番、三輪地区の申請内容は、賃借権の設定による駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。今回の転用は、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下であるため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので71ページに位置図を付けております。御覧ください。

転用される場所は、三輪地区の北部で、県道59号線沿い、岐阜ファミリーパークから北西へ約2,000メートルのところに位置している農地でございます。

8ページにお戻りください。

申請明細3番、柳津地区の申請内容は、貸資材置場への転用です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。よって今回の転用は、許可し得るものです。

この申請も、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので72ページに位置図を付けております。御覧ください。

転用される場所は、柳津地区の北部で、県道157号線沿い、岐阜市立且格小学校から東へ約800メートルのところに位置している農地でございます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第44号について事務局から説明を受けましたが、8ページ2番の三輪山県地区及び3番の柳津地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。

それでは、8ページ2番の三輪山県地区の申請については、担当地区の山口基治委員、御説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は、申請地に隣接する社会福祉法人の駐車場敷地として、農地の転用を行うものです。

6月21日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地調査を行いました。現地調査の際に、近隣農地への影響が無いようお願いしており、許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく8ページ3番の柳津地区からの申請については、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、貸資材置場として転用を行うものであります。

農地の転用にあたり、7月2日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地調査を行いました。現地調査の際に、近隣農地への影響が無いようお願いしており、許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。議案第44号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第45号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出24件、第4条届出10件、第5条届出64件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第45号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

初めに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

10ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました24件の内訳は、

田が62筆49,054平方メートル、

畑が46筆17,153.33平方メートルで、

計108筆66,207.33平方メートルでありました。

続きまして11ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が2件、集団住宅その他が3件、貸駐車場及び資材置場が5件、合計10件で、面

積と致しましては、田、畑合計で6,580平方メートルとなっております。

受理明細は12ページから14ページに記載しております。

続きまして15ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が33件、集団住宅その他が20件、道水路及び鉄道用地が1件、官公署及び病院等公的施設が1件、工業及び鉱業用地が1件、店舗等施設が4件、貸駐車場及び資材置場が3件、再生エネルギー発電施設が1件、合計64件で、面積と致しましては、田、畑合計で30,035.09平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、16ページから32ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年6月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第45号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第46号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第46号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

34ページをお願い致します。

今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、田が849平方メートル、畑が224平方メートルで、計1,073平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕

作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第46号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第47号、特定農地貸付けの承認について、承認申請1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第47号、特定農地貸付けの承認について説明させていただきます。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法であります。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、次に申し上げます条件を満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となるもので、農地法等に関する特例を措置しているものであります。

特定農地貸付の条件としては、1区画が10アール未満の貸し付けであること、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること、5年を超えない貸付期間であることが条件となっております。

36ページの申請明細を御覧ください。

申請明細1番、長良地区からの申請地は、市街化区域内の畑です。申請内容を審査しましたところ、特定農地貸付けの条件をす

べて満たし、適正であると認められますので承認し得るものであります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第47号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして議案第48号、平成29年度岐阜市農業委員会業務状況報告についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

高島副主幹

それでは、議案第48号、平成29年度岐阜市農業委員会業務状況報告について説明させていただきます。

御手元の議案書の38ページから65ページまでが業務状況報告書となっておりますが、要点のみ報告をさせていただきます。

38ページを御覧ください。

「1、平成29年度岐阜市農林部関係予算と重点事業について」は、4月の総会で説明を受けるとともに、事業実施についての要望を行い、農業振興事業の推進に協力しました。

「2、平成29年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画について」の説明を致します。

(1) 重点事業計画について、平成29年度に農業委員会が農業振興を積極的に取り組むため、4項目の重点事業計画を策定し、推進しました。

(2) 重点事業の実施状況について、Ⅰ、担い手の育成と農地利用集積等の推進について、利用権の期間満了に伴う更新事務、新規利用権の設定等により、認定農業者への集積を図りました。

Ⅱ、遊休農地の発生防止と解消について、農地利用状況調査、土地所有者への意向調査を実施し、7.7ヘクタールの遊休農地

を解消しました。

39ページを御覧ください。

Ⅲ、食農教育の定着と普及推進について、農業委員、農地利用最適化推進委員、農政推進委員会が中心となり、主に市内52の小学校児童を対象に、食農教育児童実践支援事業を実施しました。

Ⅳ、農業関係や研修会の実施について、国及び県からの情勢報告や、農業者年金についての情報提供等について、農業関係者を対象とした研修会を開催しました。

「3、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について、遊休農地の発生防止や解消及び担い手への農地利用集積の基礎となる指針を策定しました。

40ページを御覧ください。

「4、会議」について説明致します。

(1) 総会は、記載のとおり12回開催致しました。

44ページを御覧ください。

(2) 農地部会は、記載のとおり4回開催しました。

なお、平成29年7月20日からの新体制への移行に伴い、これまでの農地部会は、8月以降は全て総会として開催致しました。

46ページを御覧ください。

(3) 農地利用最適化推進委員会議は、記載のとおり2回開催しました。

(4) 専門委員会は、記載のとおり各委員会1回の開催を行いました。

47ページを御覧ください。

(5) 役員会は、記載のとおり13回開催しました。

(6) 外部会議等には、記載のとおり14回出席しました。

48ページを御覧ください。

「5、調査研究」について説明致します。

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の研修は、アからウの3回を開催、エ及びオの2回に参加しました。

49ページを御覧ください。

(2) 農業委員会職員研修は、農業委員会事務局職員の研修状況であり、記載のとおり16回参加しました。

51ページを御覧ください。

「6、農地基本台帳の整備事業」について説明致します。

農業委員会には、農業委員会交付金事業実施要領により、農地

基本台帳の整備を行うことが義務付けられております。表は、平成29年8月1日現在の調査結果を統計数値として記載したものです。

52ページを御覧ください。

「7、諸証明取扱状況」について説明致します。

平成29年度に農業委員会が行政証明として発行しました件数等を記載しております。合計で697件の証明を発行しました。

53ページを御覧ください。

「8、農業者年金」について説明致します。

農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とした、積み立て方式の年金でございます。

農業者年金基金では、平成28年度から29年度を、加入者累計13万人に向けた後期2ヵ年運動の対象期間としております。

このため、農業委員5人が加入推進部長となり、農業者年金の加入促進を図ってまいりました。

表には、本年5月末日現在の加入状況と年金受給者状況を記載しております。

54ページを御覧ください。

「9、機関紙の発行」について説明致します。

機関紙とは、ぎふし農業委員会だよりを指し、その発行状況等を記載しております。

次に、55ページから56ページにかけましては、「10、農地法・農業委員会法に基づく業務の実施状況」について記載しております。

57ページから60ページを御覧ください。

「11、農地法に基づく許可申請並びに届出取扱状況」の報告でございます。

57ページ記載の農地法第3条関係では、合計110件、田畑合計で157,792.6平方メートル、すなわち約15.8ヘクタールの権利移動等の許可を致しました。

また、農地法第4条・5条関係では、一時転用を含めまして、合計で959件、面積にしまして、田畑合計で481,992.74平方メートル、すなわち約48.2ヘクタールの転用許可・届出受理を致しました。

59ページ記載の農地法第3条・5条による農地買受適格証明

願については、合計で29件、面積にしましては、田畑合計で43,708.6平方メートル、すなわち約4.4ヘクタールでした。その他の項目は記載のとおりでございます。

61ページ及び62ページは、「12、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定」の実績でございます。

63ページを御覧ください。

「13、農業振興地域整備計画の変更に係る意見の答申」については、農用地除外による農業委員会の意見決定の状況であり、記載のとおりでございます。

64ページを御覧ください。

「14、その他証明状況等」について、(1)賃借料情報について、平成29年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の水準を記載しております。

(2)及び(3)については、該当はありませんでした。

65ページを御覧ください。

(4)租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等の相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願の状況について、平成29年度中の「相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明」の取扱件数等の集計を記載しております。

全部で26件、田畑合計で73,428.59平方メートル、すなわち約7.3ヘクタールの農地について、適格者証明を致しました。

議案第48号、平成29年度岐阜市農業委員会業務状況報告については以上でございます。

議 長

ただいま、議案第48号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第49号、平成30年度岐阜市農業委員

会業務計画についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

高島副主幹

議案第49号、平成30年度岐阜市農業委員会業務計画について説明させていただきます。

67及び68ページを御覧ください。

こちらは、農業委員会の所掌業務等を記載したものです。

「1、会議」、「2、関係官庁並びに関係団体との連絡協調その他」、「3、農地対策」及び「4、農業振興対策」について、農業委員会として行っていくべき事項について記載しております。

議案第49号、平成30年度岐阜市農業委員会業務計画については以上でございます。

議長

ただいま、議案第49号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして議案第50号、農業委員会委員の担当地区の決定についてを議題と致します。

松野芳正委員が新たに農業委員となりましたので、各地区の担当委員を決定したいと思います。

どのように決定したら良いか、お諮り致します。御意見ございませんか。

議長

御意見が無いようでございます。事務局は何か案を持っていますか。

奥田事務局

案を御用意しております。

長

議長

事務局に案があるとのことですので、発表していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議が無いようでございますので、発表させていただきます。

奥田事務局
長

事務局案を、配布させていただきます。

【事務局案を配布】

奥田事務局
長

農業委員の皆様を担当地区を持って活動いただいておりますが、現在、野々村委員が担当されている網代地区と西垣委員が担当されている西郷地区を、松野委員に担当していただく案でございます。説明は以上でございます。

議 長

ただいま、お配りしました事務局案について、何か御意見や御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。

議 長

御意見が無いようでございますので、ただいま、発表致しましたとおり決定してよろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、ただいま、発表致しましたとおり担当地区を決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第51号、農業委員会専門委員会の所属についてを議題と致します。

専門委員会の所属について協議していただく前に、農業委員会専門委員会運営要綱について、事務局が説明を致します。

奥田事務局
長

御手元の配布資料、岐阜市農業委員会専門委員会運営要綱の1ページを御覧ください。

要綱の概要について説明させていただきます。

1番ですが、農政対策、生産対策、耕地対策及び環境対策専門委員会の4つに分かれています。

2番ですが、各委員会の定数は若干人とし、農業委員会の委員

及び農地利用最適化推進委員の互選により所属を決定するもの
でございます。

3番ですが、各委員会では、委員長を互選し、委員長は会議の
議長を務めるものがございます。

4番ですが、委員会では各分野に分かれ、専門的な立場で討議
するものがございます。農業関連の平成31年度予算編成に対す
る要望を取りまとめ、農業委員会から国、県、市及びぎふ農業協
同組合に要望する予定でございます。

5番ですが、各専門委員会の所掌事項について、記載したも
のでございます。

農政対策専門委員会では、主に農業経営の合理化、後継者対策
及び農業者年金に関する事項について検討致します。

2ページを御覧ください。

生産対策専門委員会では、主に生産物の販売及び農業生産に関
する事項について検討致します。

耕地対策専門委員会では、主に土地基盤整備、農業水利及び農
道整備に関する事項について検討致します。

環境対策専門委員会では、主に農業用産業廃棄物及び生産環境
の保全に関する事項について検討致します。

6番ですが、各委員会の会議では、必要に応じて関係者の出席
を求めることができることとなっております。

今月中に各専門委員会を開催し、委員会で出されました意見を
取りまとめ、9月に開催する農業委員会総会で審議していただく
予定でございます。

要望書を御覧ください。昨年度、各専門委員会で協議し作成し
た要望書を参考として添付させていただきました。この要望書を
基に、各専門委員会で要望を取り纏め致しますので、時間のある
時に御一読くださるようお願い致します。

以上、農業委員会専門委員会運営要綱と今後の専門委員会の会
議の計画でございます。

議 長

ただ今、農業委員会専門委員会運営要綱について、事務局から
説明がございましたが、運営要綱に基づきまして、各専門委員会
の所属を決定したいと思います。

どのように決定したら良いか、お諮り致します。御意見ござい
ませんか。

議 長

御意見が無いようでございます。事務局は何か案を持っていますか。

奥田事務局
長
議 長

案を御用意しております。

事務局に案があるとのことですので、発表していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議が無いようですので、発表させていただきます。

奥田事務局
長

事務局案を配布させていただきます。

【事務局案を配布】

奥田事務局
長

この事務局案ですが、各専門委員会に同一地区内の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が偏らないよう、地域バランスなどを考慮した所属案でございます。

専門委員会毎に、構成委員の氏名、会議の予定日及び場所を記載しております。

会長と農地利用最適化推進委員代表は、全ての専門委員会に出席いただきます。

また、農政対策専門委員会以外の3つの専門委員会の委員長になられました委員は農政対策専門委員会にも御出席いただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

説明は、以上でございます。

議 長

ただいま、お配りしました事務局案について、何か御意見や御質問がございましたら御発言いただきたいと思えます。

議 長

御意見が無いようでございますので、ただいま、発表致しましたとおり決定してよろしいですか。

【「異議なし」の声多数あり。】

議長

御異議が無いようですので、ただいま、発表致しましたとおり各専門委員会の所属を決定致します。

ここで、各専門委員会の委員長を決定致します。

委員の皆さんは、事務局の指示に従いお集まりいただきまして、委員長をお決めください。

【各専門委員会の委員長を決定する。】

議長

各専門委員会の委員長が決まりましたので、発表致します。

農政対策専門委員会の委員長は、永田昭三委員、生産対策専門委員会の委員長は、相下信孝委員、耕地対策専門委員会の委員長は、野々村貢委員、環境対策専門委員会の委員長は、福田正義委員でございます。

各専門委員会を7月20日、24日及び27日に開催しますので、御多忙かと思いますが、御出席くださるようお願い致します。

議長

引き続きまして、現在、黒野地区及び岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在埋戻し作業が行われており、6月25日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。

今後は農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

岩地区内で行われている2件の砂利採取の状況を報告致します。

岩滝西2丁目地内の砂利採取につきましては、耕土以外の埋戻しが完了しており、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、

現在埋戻し作業が行われています。

6月25日の定期立入検査の際に、岩滝西2丁目地内の砂利採取地に堆積されている土について、一部が岩滝西3丁目地内の砂利採取地に埋戻されていることを確認しました。撤去の完了は7月中旬予定と聞いております。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況については、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区及び岩地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後4時15分閉会を宣す。